

II

(公表が義務的でない文書)

委員会

2001年12月27日
委員会決定

指令 (95/46/EC) に基づく、第三国で設立された処理者への個人データの移転のための
標準契約条項に関する欧州委員会の決定
(文書番号C(2001)4540で通知)
(EEA関連文書)

(2002/16/EC)

欧州共同体委員会は、

欧州共同体を設立する条約を考慮し、

個人データ処理に係る個人の保護及びかかるデータ⁽¹⁾の自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令
(95/46/EC)、特にその第26条(4)項を考慮し、

そもそも、

- (1) 指令 (95/46/EC) にしたがって、加盟国は、当該第三国が適切な水準の保護を確保しており、また本指令の他の規定に準拠する加盟国の国内法がかかる移転の前に尊重される場合に限り、個人データの第三国への移転を行うことができる旨規定するよう求められている。
- (2) しかしながら、指令 (95/46/EC) 第26条(2)項は、一定の保護が講じられていることを条件に、適切な水準の保護を確保していない第三国に対しても、個人データの移転又は一連の移転を許可することができることと規定している。このような保証 (safeguards) は、特に、適切な契約条項を設けることで達成できる。
- (3) 指令 (95/46/EC) によれば、データの保護水準の適切性は、データのある移転作業又はデータの一連の移転作業を取りまく四囲の状況に照らして査定されるべきものとされている。本指令に基づき設立された「個人データの処理についての個人保護に関する作業部会」⁽²⁾は、査定作業を支援するいくつかのガイドラインを発表している⁽³⁾。

(1) EC官報 L 281, 23.11.1995, p.31。

(2) 作業部会のウェブアドレスは、http://europa.eu.int/comm/internal_market/en/dataprot/wpdocs/index.htmである。

(3) **WP 4 (5020/97)** : 「個人データの第三国への移転に関する第1回オリエンテーション—適切性査定を進める可能な方法」、これは、作業部会により1997年6月26日に採択されたディスカッション用文書である。

WP 7 (5057/97) : 作業用文書 : 「業界の自己規制を判定する : それか、第三国におけるデータ保護の水準に意義のある貢献を行えるのは何時か」、これは、作業部会が1998年1月14日に採択したものである。

WP 9(5005/98) : 作業用文書「個人データの第三国への移転の文脈で契約条項を使用することについての予備的見解」、これは、作業部会が1998年4月22日に採択したものである。

WP 12 : 個人データの第三国への移転 : EUデータ保護指令第25条及び第26条の適用、これは、作業部会が1998年7月24日に採択したものであり、欧州共同体が設営する次のウェブサイトです

「http://europa.eu.int/comm/internal_market/en/dataprot/wpdocs/wp12en.htm」

- (4) この標準契約条項は、データ保護の点のみを対象とするものである。データ輸出者とデータ輸入者とは、この標準契約条項に抵触するものでない限り、それらが契約に関連するとみなすところの事業関連の問題点について、その他いかなる規定も自由に設けることができる。
- (5) 本決定は、指令 (95/46/EC) 第26条(2)項を実施する国内規定にしたがい加盟国が与えることのできる各国の認可を制限するものであってはならない。本決定は、この契約条項がその中に規定された場合、これを適切な保証と認めることを拒絶しないよう加盟国に義務づける効力のみをもつのであって、したがって他の契約の規定にいかなる影響も与えるものではない。
- (6) 本決定の適用範囲は、共同体の域内で設立されたデータ管理者が、第三国で設立された処理者に個人データを移転するにあたって、指令 (95/46/EC) 第26条(2)項の意味での適切な保証であることを証明するために、本決定に定める条項を利用できることを示すことに限られる。
- (7) 本決定は、本来、指令 (95/46/EC) 第17条(3)項に規定する義務を実施するものであり、かかる条項にしたがい定められる契約又は法律行為の内容を制限するものではない。しかしながら、この標準契約条項のいくつか、特にデータ輸出者の義務に関する条項を、管理者と処理者との間の契約に規定されることのある条項についての明確性を増すため、組み込まなければならない。
- (8) 加盟国の監視機関は、移転の後に個人データが適切に保護されるよう確保するにあたって、この契約による仕組みにおいて主要な役割を果たす。データ輸出者が、データ輸入者に適切に指示を与えることを拒絶し又は与えることができない例外的な場合において、データ主体に差し迫った重大な危険の存するときは、この標準契約条項は、監視機関がデータ輸入者を監査し、適宜、データ輸入者を拘束する決定を下す権限を認めるものでなければならない。監視機関は、契約による移転が、データ主体を適切に保護するという保証 (warranties) 及び義務に重大な悪影響を与える可能性のあることを示すことができる例外的な場合には、この標準契約条項に基づき、データの移転又はデータの一連の移転を禁止するか、停止する権限を有さなければならない。
- (9) 当委員会は、また、第三国で設立されたデータ処理者に対する個人データの移転に関する標準契約条項により、適切な水準のデータ保護が提供されているかを、事業団体又はその他の関係当事者が具申する意見に基づき、将来、考慮することがあり、また、標準契約条項が、指令 (95/46/EC) 第26条(2)項にしたがう適切な保証を提供しているかについても、将来、検討することがある。46t
- (10) 本共同体の域外で設立されたデータ処理者への個人データの開示は、指令 (95/46/EC) 第IV章に基づき保護される国際的移転の一つにあたる。したがって、本指令は、指令 (95/46/EC) (1)に基づき第三国に個人データを移転するためのこの標準契約条項に関する2001年6月15日の委員会決定 (2001/497/EC) の適用範囲内に包含される、共同体の域内で設立された管理者による共同体の域外で設立された管理者への個人データの移転を対象とするものではない(1)。
- (11) 標準契約条項は、その処理方法と保護されるべきデータの性格により表章されるリスクに見合った適切な水準のセキュリティを確保するための技術的及び組織面でのセキュリティ措置であって、適切な保護を提供していない第三国で設立されたデータ処理者が適用しなければならないものについて規定するものでなければならない。加盟国は、それらの技術的及び組織面での措置を定める契約においては、適用のあるデータ保護法、最新の技術及びそれらを実施するための費用を考慮しつつ、個人データを偶発的な又は違法な破壊、偶発的な喪失、改変、違法な開示又はアクセス又はその他あらゆる形態の違法な処理から保護するため必要な備えをしておかなければならない。
- (12) 本共同体からのデータの移動を促進するため、共同体の域内の複数のデータ処理者にデータ処理サービスを提供する処理者は、移転されるデータが発出した加盟国がどれかにかかわらず、同一の技術的及び組織面でのセキュリティ措置を適用すれば足るようにすることが望ましく、特に、データ輸入者が、共同体の域内の様々な企業であるデータ輸出者から再処理目的でデータを受け取るよう

(1) 官報 L 181, 4.7.2001, p.19。

な場合には、かかる企業の属する当該加盟国の法律が適用されることとなるので、尚更である。

- (13) 当事者が、このような移転を取り扱う契約に規定しなければならない、最低限の情報を定めることが適当である。加盟国は、当事者が提供すべき情報についての細則を指定できる権限を保持すべきである。本決定の運用状況は、実施経験をふまえて検討すべきものである。
- (14) データ輸入者は、移転された個人データを、データ輸出者のためにのみ、またその指示にしたがい、且つ本条項に規定する義務にしたがって処理しなければならない。特に、データ輸入者は、一定の条件にしたがう場合を除き、個人データを第三者に開示してはならない。データ輸出者は、データ処理サービスの期間中、その指示、適用のあるデータ保護法及び本条項に規定された義務にしたがい、データを処理するよう、データ輸入者に指示しなければならない。共同体の域外で設立された処理者に個人データを移転する場合であっても、処理作業が、いずれにせよ、適用のあるデータ保護法に準拠して行わなければならないという事実を制限することはない。
- (15) この標準契約条項は、契約の当事者である団体のみならず、またデータ主体によっても強制実現されるべきものであり、特に、データ主体が契約違反の結果として、損害を被っている場合にはそうである。
- (16) データ主体は、訴えを提起する権限を与えられるべきであり、また、適宜、移転された個人データのデータ管理者であるデータ輸出者から補償を受ける権限を有すべきである。例外的に、データ主体は、それらの場合にも、データ輸出者が実際上姿をくらし又は法律上存在を止め、又は倒産した場合には、第3条第2項所定の義務の何れかにデータ輸入者が違反したことから生ずる損害の賠償を、データ輸入者から受ける権限を有すべきである。
- (17) 「受益者たる第三者」条項を援用するデータ主体と、データ輸入者との間に紛争が生じた場合において、かかる紛争が友好的に解決されないときは、データ輸入者は、データ主体に対して、調停によるか、仲裁又は訴訟によるかの選択権を与えることに同意しなければならない。どの程度データ主体に有効な選択権が与えられているかは、信頼がおけ、認知された調停及び仲裁システムの利用可能性に依存するはずである。データ輸出者が設立されている加盟国のデータ保護監視機関が調停を行っている場合には、かかる調停を、一つの選択肢とすべきである。
- (18) この契約は、データ輸出者が設立された加盟国であって、契約を強制実現できる「受益者たる第三者」たる地位を認める国の法律に準拠しなければならない。データ主体は、そのように望む場合において国内法により認められる場合には、同業者組合又はその他の団体を代表者とすることを認められるべきである。
- (19) 指令（95/46/EC）第29条に基づき設立された「個人データの処理に関する個人の保護についての作業部会」は、本決定に添付されるこの標準契約条項に基づき提供される保護の水準についての意見を発表しており⁽¹⁾、同意見は、本決定の作成過程において考慮された。
- (20) 本決定に規定する措置は、（95/46/EC）第31条に基づき設立され委員会の意見にしたがうものであるので、

本決定は採択された。

第1条

添付書類に規定する標準契約条項は、個人のプライバシー、基本権及び自由の保護に関する十分な保証を提供するものであり、また指令（95/46/EC）第26条(2)項で要求される対応する権利を行使するものであるとみなされる。

⁽¹⁾ 意見（No 7/2001）は2001年9月13日作業部会により採択された（DG MARKT...）ものであり、欧州共同体が運営するウェブサイト「Europa」で入手できる。

第2条

本決定は、添付書類に規定する標準契約条項の、個人データを処理者に移転にあたっての保護の適切性のみに関するものである。本決定は、加盟国内の個人データの処理に関連する、指令（95/46/EC）を実施するその他の国内規定の適用には影響を与えない。

本決定は、共同体内で設立された管理者が、処理者としてのみ行為するにすぎない共同体の域外で設立された受領者に個人データを移転する際に適用されるものとする。

第3条

本決定の目的において、

- (a) 指令（95/46/EC）の定義を適用するものとし、
- (b) 「特別なカテゴリのデータ」とは、同指令第8条所定のデータを意味し、
- (c) 「監視機関」とは、同指令第28条所定の機関を意味し、
- (d) 「データ輸出者」とは、個人データを移転する管理者を意味し、
- (e) 「データ輸入者」とは、データ輸出者のために、また移転後はデータ輸出者の指示及び本決定の条件にしたがい、データを処理する目的で、個人データをデータ輸出者から受け取ることと同意する、第三国で設立された処理者であって、適切な保護を確保する第三国のシステムに服していないもの意味し、
- (f) 「適用のあるデータ保護法」とは、自然人の基本的権利と自由、殊に、データ輸出者が設立された加盟国のデータ管理者に適用される、個人データの処理に関するプライバシー権を保護する立法を意味し、
- (g) 「技術的及び組織面でのセキュリティ措置」とは、殊に、処理がネットワーク上でのデータの伝送を伴う場合における個人データを偶発的な又は違法な破壊、偶発的な喪失、改変、違法な開示又はアクセス、又はその他あらゆる形態の違法な処理から保護することを目的とした措置を意味する。

第4条

1. 指令（95/46/EC）の第II章、第III章、第V章及び第VI章にしたがい採択された、国内規定の遵守を確保するための措置をとる権限を制限する趣旨ではなく、以下の場合においては、個人データの処理に関して個人を保護するため、第三国へのデータの流出を禁止又は停止する既存の権限を、加盟国の管轄当局は行使できる。即ち、

- (a) データ輸入者が服する法律が、適用のあるデータ保護法を逸脱するようデータ輸入者に義務を課すものであって、指令（95/46/EC）第13条に規定するところにしたがい、民主的な社会において必要とされる制限を超えるところのものであり、かかる義務が、適用のあるデータ保護法及び標準契約条項に規定する権利保障に重大な悪影響を与える可能性があることが証明される場合。
- (b) 管轄当局が、データ輸入者が、添付書類の契約の条項を尊重しないことを証明した場合。

(c) 添付書類の標準契約条項が遵守されておらず、もしくは将来遵守されず、そして引き続き移転した場合には、データ主体に重大な被害を与える差し迫った危険が引き起こされるかなりの可能性がある場合。

2. 第1項にしたがう禁止又は停止は、停止又は禁止の理由がもはや存続しなくなり次第、解除されるものとする。

3. 加盟国が、第1項及び第2項にしたがい措置をとる場合には、遅滞なくこれを当委員会に通知するものとし、当委員会は他の加盟国に情報を転送するものとする。

第5条

委員会は、加盟国に通知してから3年間に利用可能な情報を基準に、本決定の運用状況を評価するものとする。委員会は、かかる調査結果についての報告書を、指令（95/46/EC）第31条に基づき設立された委員会（Committee）に提出するものとする。かかる報告書には、添付書類の標準契約条項の適切性に関する評価に影響を与えるような一切の証拠、及び本決定が無差別に適用されていることの証拠を記載するものとする。

第6条

本決定は、2002年4月3日に発効するものとする。

第7条

本指令は加盟各国に向けられたものである。

2001年12月27日に、ブリュッセルで作成。

委員会を代表して
フレデリック・ボルケスタイン
委員会委員

欧州共同体官報

添付書類
標準契約条項 (処理者用)

適切な水準の保護を確保していない第三国で設立された処理者への個人データの移動のに関する指令 (95/46/EC) 第26条(2)項の目的において、

データ輸出機関の名称 :
住所.....
電話 : ; ファックス : ; 電子メール :
機関を特定するため必要とされるその他の情報

.....
(データ輸出者)

及び

データ輸入機関の名称 :
住所.....
電話 : ; ファックス : ; 電子メール :
機関を特定するため必要とされるその他の情報

.....
(データ輸入者)

附属書類 1 に規定する個人データのデータ輸出者からデータ輸入者への移転に関して、個人のプライバシー、基本権及び自由に関する適切な保証を証明するため、以下の契約条項 (本条項) に合意した。

第 1 条
定義

本条項の目的において、

- (a) 「個人データ」「特別なカテゴリーのデータ」「処理する(process)/処理している(processing)」、「管理者」、「処理者」、「データ主体」及び「監視機関」は、個人データ処理に係る個人の保護及びかかるデータの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の1995年10月24日の指令 (95/46/EC) (1)における同一の意味を有するものとする。
- (b) 「データ輸出者」とは、個人データを移転する管理者を意味するものとする。
- (c) 「データ輸入者」とは、データ輸出者のために、また移転後はデータ輸出者の指示及び本決定の条件にしたがい、データを処理する目的で、個人データをデータ輸出者から受け取ることに同意する、第三国で設立された処理者であって、適切な保護を確保する第三国のシステムに服していないもの意味するものとする。
- (d) 「適用のあるデータ保護法」とは、自然人の基本的権利と自由、殊に、データ輸出者が設立された加盟国のデータ管理者に適用される、個人データの処理に関するプライバシー権を保護する立法を意味するものとする。
- (e) 「技術的及び組織上のセキュリティ措置」とは、殊に、処理がネットワーク上でのデータの伝送を伴う場合における個人データを偶発的な又は違法な破壊、偶発的な喪失、改変、違法な開示又はアクセス、又はその他あらゆる形態の違法な処理から保護することを目的とした措置を意味するものとする。

第2条
移転の詳細

特に特別なカテゴリーの個人データの移転については詳細は、該当する場合には、本条項の不可分の一部を成す附属書類1に規定する。

第3条
「受益者たる第三者」条項

本データ主体は、「受益者たる第三者」として、本条、第4条(b)項乃至(e)項、第5条(a)項乃至(e)項及び(g)項、第6条(1)項及び(2)項、第7条、第8条(2)項、第9条、第10条並びに第11条の規定をデータ輸出者に対し強制実現することができる。

(1)当事者が、契約を単独で意味のあるものとする方が良い判断する場合に、指令 (95/46/EC) 所定の定義と意味を本条項に再掲することができる。

欧州共同体官報

できる。

データ輸出者が実際上姿をくらし又は法律上存在することを止めた場合には、データ主体は、「受益者たる第三者」として、本条、第5条(a)項乃至(e)項及び(g)項、第6条(1)項及び(2)項、第7条、第8条(2)項、第9条、第10条並びに第11条の規定を、データ輸入者に対し強制実現することができる。

当事者は、データ主体がそのように明示に望む場合であって、国内法で認められている場合には、同業者組合又はその他の団体が代表することについて、データ主体に対し異議を申し立てない。

第4条 データ輸出者の義務

データ輸出者は、以下のとおり同意し、これを保証する。

- (a) 個人データの移転を含め、個人データの処理は、適用のあるデータ保護法にしたがい行っており、引き続き将来も行い（及び、該当する場合には、データ輸出者が設立された加盟国の関連当局に通知が行われている）ものとし、かかる国の関連する規定を侵害していないこと。
- (b) データ輸出者は、データ輸入者に対して、データ輸出者のためののみ、且つ適用のあるデータ保護法及び本条項にしたがい移転された個人データを処理するよう指示しており、また、個人データの処理業務の期間中、かかる指示を行うものであること。
- (c) データ輸入者は、本契約附属書類2に規定する技術的及び組織上のセキュリティ措置に関する十分な保障を講ずるものとする。
- (d) 適用のあるデータ保護法の要求事項の評価作業の後、セキュリティ措置が、殊に、処理がネットワーク上でのデータの伝送を伴う場合における個人データを偶発的な又は違法な破壊、偶発的な喪失、改変、違法な開示又はアクセス、又はその他あらゆる形態の違法な処理から保護するのに十分であること、並びにこれらの措置が、最新の技術及びその実施の費用を考慮に入れて、かかる措置が、処理方法及び処理されるデータの性質による危険に対応する適切な安全の水準を確保するものであること。
- (e) データ輸出者が、セキュリティ措置を遵守することを確保すること。
- (f) 移転が特別なカテゴリのデータに関わるものである場合には、そのデータが適切な保護を講じていない第三国に移転されることがあることを、そのような移転の前にデータ主体に既に知らせているか又はその後可及的速やかに知らせること。
- (g) 輸出者が引き続き移転し又は停止を解除することを決定した場合には、データ輸入者から受領した通知を、第5条(b)項にしたがいデータ保護監視機関に転送することに同意すること。
- (h) 要請があり次第、本添付書類に規定する条項の写しをデータ主体の使用に供すること。但し、附属書類2は、例外であり、これは、セキュリティ措置の要約をもって代替するものとする。

第5条 データ輸入者の義務⁽¹⁾

データ輸入者は、以下のとおり同意し、これを保証する。

- (a) データ輸出者のために限り、データ輸出者の指示及び本条項にしたがい、個人データを処理すること。データ輸入者が、理由のいかんを問わず、かかる指示を遵守できない場合には、データ輸入者は、データ輸出者に、遵守できない旨を速やかに通知することに同意する。かかる場合には、データ輸出者は、データの転送を停止、及び/又は契約を終了する権限を有する。
- (b) データ輸入者に適用される立法により、データ輸出者から受け取った指示の履行を妨げられると信ずる理由の

(1) 指令(95/46/EC)第13条(1)項に列記する法益の一つに基づき、民主的な社会で必要とされるものを超えることない、データ輸入者に適用される国内法規の強制的義務は、つまり、国家の安全、防衛、公安、刑事的犯罪又は規制されている職業に対する倫理違反の防止、捜査、発見及び起訴、金融、財政及び税金に関する事柄を含む、加盟国及び欧州連合の重要な経済的又は財政的利益、データ主体又はその他の者の権利及び自由を保護するため必要な措置からなる場合には、標準契約条項に抵触しない。民主的な社会に必要であるものを超えない、かかる強制的な義務の例としては、特に、国際的に認められた制裁措置、税務申告義務又は反マネーローリング報告義務がある。

欧州共同体官報

ないこと、また、本条の保証及び義務に実質的な悪影響をあたえる可能性のある変更がこの立法にあった場合には、データ輸入者は、それを知り次第、早急にデータ輸出者にかかる変更を速やかに通知するものとし、かかる場合には、データ輸出者は、データの移転を停止し及び/又は契約を終了する権限を有すること。

- (c) データ輸入者は、移転された個人データを処理する前に、附属書類2に規定する技術的及び組織上のセキュリティ措置を実装していること。
- (d) データ輸入者は、以下の点について、速やかにデータ輸出者に通知するものとする。
 - (i) 犯罪捜査当局による法的強制力のある開示要請。但し、犯罪捜査当局による秘密を保持するような、刑法に基づく禁止が別途課されていない場合に限る。
 - (ii) 偶発的な又は不正なアクセス、及び
 - (iii) そのように行うことが別途認められていない限り、データ主体から直接に何らかの要請を受け取り、かかる要請に応答していない場合。
- (e) 移転される個人データの処理に関連して、データ輸出者からのすべての照会を速やかにかつ適切に処理すること、及び移転されたデータの処理に関する監視機関の助言にしたがうこと。
- (f) データ輸出者の要請にしたがい、又はデータ輸出者又は監視機関との合意において、適宜、データ輸出者が選任する、秘密保持義務に拘束される、独立した、必要な資格を有するメンバーから構成される、検査団体が実施するところの、本条の対象とされる処理活動の監査に関してそのデータ処理施設を提供すること。
- (g) 本添付書類に規定する条項の写しを、要請があり次第、データ主体の使用に供すること。但し、附属書類2を除くものとし、これは、データ主体がデータの輸出者から写しを取得できない場合に、セキュリティ措置の要約をもって代替するものとする。

第6条

責任

1. 当事者は、第3条所定の条項の違反の結果、損害を被ったデータ主体が、データ輸出者から損害の賠償を受ける権限を有することに合意する。
2. データ輸出者が実際上姿をくらまし、又は法律上存在を止め又は支払不能となったことにより、データ主体が、第3条所定の義務の何れかをデータ輸入者が違反したことに起因して、データ輸出者に対して、第1項所定の訴訟を提起できない場合には、データ輸入者は、データ主体が、データ輸入者がデータ輸出者であるかのごとく、データ輸入者に対して請求を行うことができることに同意する。
3. 一方当事者が、他方当事者がおとした条項の違反につき責任を負う場合には、かかる他方当事者は、責任を負う範囲で、一方当事者が被った一切の費用、料金、損害、費用又は損失から一方当事者を免責する。

免責は以下のことを条件とする。

- (a) データ輸出者が、請求につきデータ輸入者に速やかに通知を行うこと、及び
- (b) データ輸入者に、請求の防御及び和解においてデータ輸出者に協力する可能性が与えられていること。(1)

第7条

調停及び管轄

1. 仮にデータ主体が、データ輸入者に対して、受益権たる第三者及び/又は本条項に基づく損害賠償請求に基づき権利を主張した場合には、データ輸入者は、データ主体の以下の決定を受け入れることに同意する。
 - (a) 独立した人又は、適宜、監視機関による調停に、紛争を付託すること。
 - (b) 紛争を、データ輸出者が設立された加盟国の裁判所に付託すること。
2. データ輸入者は、データ主体との契約により、特別な紛争の解決を、データ輸入者が、仲裁決定の強制実現に関するニューヨーク条約を批准した国に設立されている場合には、仲裁機関に付託することができることに同意する。
3. 当事者は、データ主体が行った選択が、国内法又は国際法の他の条項にしたがい救済方法を求める実体的な権利

(1) 第3項は任意である。

欧州共同体官報

又は手続上の権利を制限するものではないことに合意する。

第 8 条
監視機関との協力

1. データ輸出者は、監視機関がそのように要請した場合又はかかる預託が適用のあるデータ保護法により義務づけられている場合には、本契約の写しを監視機関に預託することに同意する。
2. 当事者は、監視機関が、適用のあるデータ保護法に基づきデータ輸出者の監査に適用されるであろうものと同じ範囲及び同一の条件で、データ輸入者の監査を実施する権利を有するものとするに合意する。

第 9 条
準拠法

条項は、データ輸出者が設立された加盟国、即ち.....の法律に準拠するものとする。

第 10 条
契約の変更

当事者は、本条項の条件を変更又は修正しないことを約束する。

第 11 条
個人データ処理業務の終了後の義務

1. 当事者は、データ処理業務の提供が終了次第、データ輸入者が、データ輸出者の選択にしたがい、移転されたすべての個人データ及びその写しを、データ輸出者に返却するか又はすべての個人データを破棄し、破棄したことをデータ輸出者に証明するものとする。但し、データ輸入者に課される立法が、移転された個人データのすべて又は一部の返却又は破棄を禁止している場合はこの限りではない。かかる場合には、データ輸入者は、移転された個人データの秘密保持を保障し、移転された個人データをこれ以上積極的に処理しない旨保証する。
2. データ輸入者は、データ輸出者及び/又は監視機関の要請があり次第、第 1 項所定の措置による監査のため、そのデータ処理施設を提供することを保証する。

データ輸出者を代表して：

氏名（省略形ではなく）：.....
 役職：.....
 住所：.....
 契約に拘束させるために必要なその他の情報（もしあれば）：.....
 署名.....



(組織の印)

データ輸入者を代理して：

氏名（省略形ではなく）：.....
 役職：.....
 住所：.....
 契約に拘束させるために必要なその他の情報（もしあれば）：.....
 署名.....



(組織の印)

欧州共同体官報

標準契約条項
附属書類 1

本附属書類は本条項の一部をなすものであり、当事者が記入し、署名しなければなりません。

(*) 加盟国は、国内の手続にしたがい、本附属書類に規定する必要な追加情報を記入又は特定することができます。

データ輸出者

データ輸出者は（移転に関連する業務を手短に特定してください）：

データ輸入者

データ輸出者は（移転に関連する業務を手短に特定してください）：

データの対象

移転された個人データは、以下の対象のデータのカテゴリに属する（特定してください）：

データのカテゴリ

移転された個人データは、以下のデータのカテゴリに属する（特定してください）：

データの特別なカテゴリ（適宜）

移転された個人データは、以下の特別なカテゴリのデータに属する（特定してください）：

処理業務

移転された個人データは、以下の基本的な処理業務にしたがう（特定してください）：

データの輸出者

データ輸入者

氏名：.....

代表者の署名

.....

欧州共同体官報

標準契約条項
附属書類 2

本附属書類は、本条項の一部をなすものであり、当事者が記入し、署名しなければなりません。

データ輸入者が、第 4 条(d)項及び第 5 条(c)項にしたがい実施する技術的及び組織上のセキュリティ措置の概要（又は文書/立法を添付すること）：
